

副議長（山口恒男君） 次，４番深谷渉君の発言を許します。

〔４番 深谷渉君登壇〕

４番（深谷渉君） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、災害時相互応援協定についてでございます。

協定の締結先自治体と各協定内容についてお伺いいたします。東日本大震災の自治体間の災害時相互応援協定を今までとは違った角度から模索する動きが出てきております。北茨城市では近隣の高萩市、福島県いわき市との災害時の応援協定を締結していました。しかし大震災で３市ともライフラインが寸断されるなどの大きな被害が発生、互いに十分な支援が行えませんでした。北茨城市では、大震災の際は近隣自治体も被害を受ける可能性が高いので、今後は遠方の自治体との災害協定を提携することを検討しているようであります。そこで、本市では現在どこの自治体と災害時相互応援協定を結んでいるのか、また、その協定内容についてお伺いいたします。また、北茨城市のようなことを踏まえ、新たな模索はあるのかお伺いいたします。

続きまして、民間団体との協定とその内容についてお伺いいたします。自治体との応援協定以外に震災後は民間団体、企業との協定にも各自治体は力を入れております。大阪府熊取町では、大手ボールメーカーと災害時に優先的に段ボールベッドの供給を受けるという協定を締結いたしました。このように従来あった飲食物の供給以外に供給を受ける協定が増えてきております。本市において現在民間団体、企業との災害時応援協定をどことどのような提携をしているのか、また、今後の協定締結に向けた方向性をお伺いいたします。

続きまして、協定内容の多様化についてであります。

遠隔地自治体との情報発信に関する応援協定について伺います。大震災をきっかけに災害情報の発信基地の確保が重要なテーマになっております。庁舎が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として、今注目されているのが災害時遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらうという仕組みであります。

実際に今年の３・１１の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市町村のウェブサイトは、発生直後からサーバー、通信機器、通信回線の損壊やアクセス数急増などの影響で閲覧ができない状態になりました。そのような状況の中、被災地の１つである宮城県大崎市では、平成１２年に姉妹都市として提携を結んでいた北海道当別町との連携協力により、震災当日から当別町のウェブサイトで大崎市災害情報、大崎市災害対策本部のページを開設してもらい、被害の状況、避難所の状況、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日発信し続けることができました。大崎町のホームページが回復した１９日までに、当別町のホームページは通常の約１０倍以上のアクセスがあり、住民や関係者は刻々変わる被災状況を把握することができたそうであります。

そこで、新たに遠隔地自治体間でこのような災害時の情報発信に関する応援協定を結ぶ動きが出てきております。例えば、愛知県蒲郡市と沖縄県浦添市との間において、この協定を今年の８

月1日に結んでおります。このような災害時の応援協定について、本市のご所見をお伺いいたします。

続きまして、庁舎機能移転協定について伺います。同様に今回の震災や原発事故では、以前の協定では想定し得なかった役所機能が失われ、移転を強いられる自治体が続出したことから、新たに市役所の機能確保のための施設設備の提供という項目を加え、従来の協定をバージョンアップしているところもあります。新潟県の見附市、村上市、妙高市は、それぞれ県内でも上越、中越、下越地域となっていることから、同一被害を受けるおそれが少ないとして、この庁舎移転に関する項目を応援協定の中に追加しております。このように、協定内容を追加、見直しをして、今回のような大震災に十分対応し得る協定内容の検討をしている自治体が出てきております。このような動きに対して本市のご所見をお伺いいたします。

2つ目に、土砂災害防止の取り組みについてであります。土砂災害に関する関心、危機意識の向上について、平成13年施行の「土砂災害防止法」では、土砂災害のおそれがある場所を県が警戒区域に指定すると、市には避難場所などを住民に周知するためのハザードマップの配布が義務づけられます。また、市の防災計画に避難勧告を発令する基準なども記載しなくてはなりません。本年9月の台風被害で土砂災害への警戒が改めて重視されるようになりました。警戒区域制度が十分に生かされることが求められております。本市でも現在、里美地区以外はハザードマップの配布が済んでおります。里美地区に関しては今年度じゅうに配布できるよう準備されているようですが、このハザードマップの配布と同時に説明会を開催いたしました。その開催状況と参加状況についてお伺いいたします。

続きまして、避難勧告等の具体的な発令基準について伺います。避難指示や勧告を出すのは自治体の首長の判断にゆだねられております。しかし国交省が公表している「土砂災害防止法」に基づく施設の取り組み状況によれば、避難勧告等の発令基準を明確にしていない自治体が4割以上存在するという実態があります。本市のハザードマップには、避難情報についてと避難準備情報、避難勧告、避難指示と分けて、その発令時の状況が記載はされております。内閣府では平成17年3月、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを取りまとめております。このガイドラインを踏まえつつ、各種防災情報を加味して、詳細な発令判断基準を出しているところもあります。そこで本市の具体的な発令判断基準は何を基準にしてどのようになっているのかお伺いいたします。

続きまして、警戒区域・特別警戒区域についてであります。国交省発表の「土砂災害防止」に基づく施設の取り組みについてによれば、土砂災害危険箇所は全国に約52万カ所あります。その中で、都道府県知事による警戒区域への指定状況は、平成22年度末現在、警戒区域が約22万カ所、特別警戒区域が10万3,000カ所あります。統計を見ると、近年特に毎年それぞれの区域が数万単位でプラスで指定をされております。本市においてこの警戒区域・特別警戒区域の指定はすべて完了しているのでしょうか。お伺いいたします。

現在配布されている本市の土砂災害ハザードマップには、多くの警戒区域や特別警戒区域が存在しております。これらの区域内で居住する市民の把握はどのようになっているのか、あわせて

お伺いいたします。

続きまして、本年の東日本大震災、台風の大雨による危険箇所として把握している現状と対策をお伺いいたします。今年の台風による記録的な豪雨で土砂災害に新たな問題が起こってまいりました。土砂災害には、表土層だけではなく、岩盤の深い部分が崩れる深層崩壊が増加しております。この深層崩壊に対応した対策が要請されております。本市において現在、東日本大震災、台風等の豪雨により土砂災害の危険が迫っている箇所の分析と把握をどのようにされているのか、また、実際の土砂災害の具体的な現状と対策をお伺いいたします。

3つ目、地域ブランド新登録制度についてお伺いいたします。

従来の商標制度と新たな登録制度の違いについてお伺いいたします。平成18年4月に地域の名称と商品、またはサービスの名称を組み合わせた商標である「地域団体商標制度」が始まったことにより、地域ブランド化の機運が高まり、多くの地域で取り組みが行われております。しかし必ずしも成功しているものばかりではなく、単に名称やマークを付ける、認証を受けること自体が目的となっている取り組みも見られ、農水産品の特徴を踏まえたブランド化戦略の基本を押さえなければ、実質的な意味での地域ブランドが確立されることは難しいと言えます。農水省は、今年の8月17日、地名を冠した農水産品の販売を後押しするため、地域ブランドの新たな登録制度を導入することを明らかにし、平成25年度実施に向けて動き出しました。この地域ブランドの新登録制度が従来の地域団体商標制度とどのように違うのか、ご教授をお願いいたします。

続きまして、本市の地域ブランドの新登録制度に向けて対策を図っていくかどうかを含めて、また、現在のブランド化の取り組み状況と課題をお伺いいたします。

4つ目の質問であります。学校・普通教室の空調機整備についてであります。

1つ目は猛暑時の児童生徒の体調管理についてお伺いいたします。今年の夏は記録的な猛暑が続く中、節電対策が必要とされたこともあって、熱中症に対する適切な対応もあわせて求められました。公明党は「猛暑対策ビジョン2011」を政府に提出し、その対策をお願いしてきました。本年の猛暑でも各教育現場で地域の実情を踏まえて取り組みをされたと思います。本市におけるその現状と取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、今年の夏の学校の猛暑対策で、ショッキングな報道がなされたことをお伝えいたします。9月の同じ日に運動会の練習をしていた学校2校を取り上げ、一方の学校では多数の児童が熱中症にかかり、他方の学校には全く出なかった例を取り上げておりました。本市ではありませんけれども報道でなされておりました。その2校には明らかに猛暑に対する取り組みに大きな差があったのです。熱中症の児童を出さなかった学校は、練習前に運動場に散水する、先生の説明のときには生徒は日陰で座って説明を聞く、給水時間を設ける、児童二人1組で今日の体調をチェックする等々です。一方の学校ではその対策はほとんどありませんでした。

そこで、今年の夏、全国各地の学校での猛暑対策を調べ、それらを検証し、有効な手段や参考になるものは取り組み事例としてまとめ、本市内の各学校で対応できることから始められるよう、来年度に向けた指導をお願いしたいと思いますが、その点に関するご所見をお伺いいたします。

続きまして、空調機器整備についてであります。昨今の記録的猛暑による保護者からの導入要

望について伺います。近年の平均気温の上昇等により、普通教室の室温が体温を超える場合もあり、猛暑による児童生徒の体調管理が心配される状況にあって、各学校での対策が行われてきております。都市部においては既に公立小中学校普通教室に冷房化の動きがあり、保護者からは学校の普通教室への空調機器の設置に対する要望が強まっております。今年の夏、学校に冷房設備は入らないのですかと、私も何人かの保護者の方から尋ねられました。教育現場としてこのような声に対し、今後どう対処されるのでしょうか。また、具体的に要望等が出ておればお聞かせください。

次に、P F I手法による空調機器整備の取り組みについて伺います。小中学校の普通教室すべてに空調機器を設置することとなると、相当な費用を要することや設置時期が数年単位でずれて、この間教育環境における学校間格差が続くという課題の発生も予想され、苦慮する問題であります。こうした課題の改善克服に向け、京都市や川崎市では、民間活力を活用するP F I手法を用いて公立小中学校の普通教室に空調機器を整備しております。

民間の技術的能力等を最大限に活用するP F I手法は、民間事業者が公共事業の設計から資金調達、建設、運営までを長期契約として一括受注する手法であります。これにより行政は建設時期に一度に資金を出さなくて済み、単年度の財政支出を抑えることができます。空調機器を早期かつ同時期に整備でき、事業経費の削減及び財政負担の平準化を図ることが可能であり、効果的な手法と考えられます。

京都市や川崎市では本市と財政規模が余りにも違いますので、長岡京市を参考にこの問題に対して考えてみました。長岡京市は人口約7万9,000人、面積19.18平方キロメートルで、一般会計規模は240億円です。面積は本市の約20分の1と狭いのですが、人口は2万人多い町で、一般会計規模は本市と同規模です。長岡京市はこのP F I手法で中学校4校、小学校9校の計13校の295教室に空調設備の設置を行い、平成20年9月から運用が始まりました。事業期間は平成20年3月から33年3月までの13年間で、事業費は設計、施工、管理で相当額が約6億5,800万円、維持管理費が約7,770万円で、従来型方式での設置より10%から20%の削減となり、支払いは13年間で毎年平準化して支払います。したがって単年度においての大きな財政負担にはなりません。ぜひとも本市としてこの手法を利用して、児童生徒の体調管理、学習環境の改善のために検討を始めてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

副議長（山口恒男君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害時相互応援協定についての中、協定の締結先と協定内容についてお答えをいたします。

1点目の協定の締結先の自治体と各協定内容についてでございますが、本市では姉妹都市の秋田市、友好都市の仙北市と3市連携交流提携の中で災害時に相互支援を行うこととしております。具体的には大規模な災害発生時における生活物資や医療器材等の提供、職員の派遣、被災者の受

け入れ等について相互援助協力を行うという内容でございます。なお、県内の姉妹都市であります牛久市につきましては、災害時の応援協定を締結しておりませんが、今回の災害に当たりまして、職員2名と給水車の派遣応援をいただいたところでございます。今後につきましては、姉妹都市である牛久市を初めとしまして、何らかの交流がある自治体を対象に検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の民間団体との協定状況についてでございますが、いばらきコープ生活協同組合と食料や日常生活用品などを優先的に供給していただく内容の協定を締結してございます。今後につきましては、現在石油業組合と話を進めているところではございますが、震災時にご協力をいただいた事業者や団体など、市内で食料、生活用品等を取り扱う事業者等を中心として検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、協定内容の多様化についてのご質問にお答えをいたします。遠隔地自治体との情報発信に関する応援協定と庁舎機能移転協定についてでございますが、これらにつきましては、情報発信機能や行政機能、行政としての事業の継続性の維持、確保など、重要なものでありますことから、今後、地域防災計画の見直しをする中で検討するとともに、現在の協定の見直しを含めまして新たな自治体との相互応援協定について検討する中で、広く研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害防止の取り組みについての中の土砂に対する関心、危機意識の向上についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の土砂災害に関する説明会の開催の状況でございますが、土砂災害ハザードマップを作成する際に、合併前の旧市町村の中の地区を単位として説明会を開催しましてご理解をいただくこととしております。このため説明会の開催に当たりましては、正副町会長さん、民生委員さん、危険区域に該当する地権者の皆様へ開催の通知をするとともに、回覧により関係地区の全世帯へ説明会開催のお知らせをしているところでございます。

説明会の状況についてでございますが、金砂郷地区では3回開催しまして、金砂地区26名、金郷地区16名、金砂郷地区として21名、合計63名のご出席をいただいております。水府地区では4回開催しまして、高倉地区27名、天下野地区25名、染和田地区60名、山田地区28名、合計140名でございます。常陸太田地区では8回開催しまして、太田地区30名、機初地区21名、西小沢地区8名、佐竹地区20名、誉田地区39名、佐都地区8名、世矢地区21名、河内地区19名、合計で166名の方にご出席をいただいております。また、この説明会では出席者の方からご意見、ご要望等を出していただきまして、災害時により有効に活用が図られるよう、それらをマップに反映させて作成を行っているところであります。なお、現在作成作業を行っている里美地区におきましても同様の形で進めることとしております。

次に、避難勧告等の発令基準についてでございますが、本市における具体的な発令判断基準につきましては、国の避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを踏まえまして、地域防災計画の中にその目安を定めているところではございますが、今後災害時に具体的に対応できる判断基準づくりについて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の警戒区域・特別警戒区域の指定につきましては、茨城県では第一次として県の指定する急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の中で、人家が5戸以上、または学校や病院などの公共性の高い構築物がある箇所並びに地滑り危険箇所について指定をしております。本市では、金砂郷地区が平成18年度、水府地区が19年度、常陸太田地区が21年度、里美地区が22年度に指定をされております。また、第二次の指定としまして、来年度から金砂郷地区を初めとしまして順次急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流の中で、人家が4戸以下の箇所、それと人家がなくても今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所並びに地滑り危険箇所について指定がなされる予定となっております。

次に、警戒区域・特別警戒区域内に居住する市民の把握についてでございますが、これらの区域につきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命や身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる区域であることから、ハザードマップを作成するとともに、地域住民や地権者などに周知する必要がありますので、指定された区域内の土地のデータから宅地の所有者を把握してございます。なお、里美地区につきましては、現在マップを作成中でありますので、今後把握することになります。

この区域内の宅地所有の地権者数についてお答え申し上げます。常陸太田地区につきましては、警戒区域753名、特別警戒区域386名、金砂郷地区の警戒区域18名、特別警戒区域52名、水府地区の警戒区域388名、特別警戒区域146名でございます。

以上でございます。

副議長（山口恒男君） 建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 土砂災害防止の取り組みについてのご質問にお答えいたします。警戒区域・特別警戒区域についての中で、本年の東日本大震災、大雨による危険箇所として把握している現状と対策についてでございます。

今回の大震災、大雨による被災の概要でございます。まず、警戒区域・特別警戒区域として指定されております区域における被災でございますが、住民避難や交通規制を必要とするような大規模災害は幸いにも発生していない状況でございます。その中で危険箇所の分析と把握でございますが、災害による被災を最小限にとどめるため、急傾斜地及び地滑り危険箇所等については、定期的なパトロールの実施、さらに大雨、地震時には、随時パトロールを行うなど安全確保に努めることとしてございます。また、近年記録的な豪雨により甚大な災害が多発するという事例が多くなってきております中、災害のおそれがある区域を多く抱える本市といたしましては、安全対策として、国の土砂災害防止事業等を積極的に取り入れる考えでありますことから、今後さらに点検を強化し、現場の状況を把握いたしまして安全確保に努めてまいります。

次に、災害の現状と対策についてでございます。道路関係では車両の全面通行どめ等交通規制をいたしました大規模災害が5カ所で発生し、いずれものり面崩落による被災でございます。場所でございますが、棚谷町、花房町、瑞龍町、千寿町、西染町で発生しております。すべて国の補助による災害復旧事業として工事を進めてございます。

施設関係でございますが、金砂郷保健センター、市営斎場、市民交流センターふじで、のり面崩落により敷地内の一部が被災しましたが、同じく国の補助を受けまして早期復旧に取り組んでございます。その他上下水道、観光施設、学校関係等多くの施設において被災をしておりますが、本市において作成しました復旧・復興計画のとおり、早期復旧に取り組んでいるところでございます。また、今回は民間の団地におきましても震災により敷地の地盤沈下、またのり面の崩落等、多くの箇所被災しました。民間施設のため、行政として早期復旧に取り組めないなど課題もございしますが、市といたしましても市民生活の安全を守る観点から、定期的なパトロールを行いながら安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

副議長（山口恒男君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 地域ブランド新登録制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の従来の商標制度と新たな登録制度の違いとしましては、平成25年度から導入される予定となっております地域ブランド新登録制度につきましては、今年の8月に農林水産省より発表されたものであり、地名を冠した農水産品の販売を後押しするため、平成24年度の通常国会に関連法案を提案し、平成25年度から実施予定の制度であります。

現行の地域団体商標登録制度は、その地域の有利な特産品であれば他の地域と同じ物でも認められるということがありましたが、地域ブランド新登録制度は、認定条件が厳しく、地域独自の生産方法や品質管理により、商品の味や品質も他の地域と異なることが条件となるものであります。また、登録された場合は、専用のマークが付けられブランド価値の向上が期待できる制度であると考えております。

2つ目の本市の新ブランド化に向けた取り組みについての現状と課題であります。現在、本市のブランド化につきましては、米、巨峰、常陸秋そばなどに対し、品質及び生産性の向上を図るための支援や高付加価値に向けた加工品開発への支援を行うなど、本市の特産品としての育成、支援を実施してまいりました。しかしながら、生産過程における生産者の統一的な取り組みや他の産地との差別化など、ブランド化に向けた大きな課題となっております。今後につきましても引き続き関係機関と連携し一体となり、各種農産物の生産、加工品の開発及び販路拡大等の支援を行ってまいります。また、より有利な販売に結びつく方策として導入が予定される地域ブランド新登録制度を活用することも考えられることから、今後も生産者と検討協議を進めてまいります。

副議長（山口恒男君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校・普通教室の空調機器整備についてのご質問にお答えいたします。

初めに、猛暑時の児童生徒の体調管理についてのご質問にお答えいたします。学校においては児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることが大切でありますので、常に児童生徒の体調を管理することが必要であると考えております。

教育委員会としましては、本年度6月の文部科学省及び7月の県教育委員会からの通知を踏まえるとともに、環境省から出されております熱中症予防対処法のリーフレット等を活用して、その予防対策を強化するよう各学校に対し指導してきたところでございます。各学校においては、そのリーフレットに示された予防の視点をもとに細かい対策が講じられてきました。例えば朝の会や体育の授業などで健康観察を徹底して行い、体調が悪くなった児童生徒にはすばやく対応できるようにしてきました。また、何よりも児童生徒が熱中症について理解することが大切でありますので、担任や養護教諭による健康学習、保健学習を進めるとともに、体の熱を逃がしやすい半袖の体操服に着替えたり、家から水筒を持参させて小まめに水分をとったりするなど具体的に指導し、児童生徒が自己管理できるよう努めてきたところでございます。

次に、教室の環境面では、窓やドアを大きく開放して風の通りをよくするとともに、学校によってはグリーンカーテンを設置して直接日光を防いだり、冷水器を設置したりして暑さ対策を講じてきたところもあります。暑さの厳しい中で行う運動会や、その練習など屋外での活動、また部活動では小まめに休憩時間をとったり木陰で休んだりして体調管理を図ってきました。特に運動会では、児童生徒席のテントを設営するなど、暑さ対策にも努めてきた学校もあります。さらに、家庭での体調管理や水筒の中身、朝食の摂取などについて保護者へも働きかけ、学校と家庭が連携して対応してきたところでございます。

これからも温暖化による夏の猛暑は続くと考えられておりますので、本市も有効な取り組みを検証してまとめるとともに、あわせて全国のすぐれた事例を各学校に対して示すなどして、さらに来年度に向け学校における十分な暑さ対策が図れるよう努めてまいります。

次に、普通教室への空調機器の設置についての保護者からの要望でございますが、文書等による正式な要望は現在のところございません。県内の市町村の状況でございますが、すべての学校に設置しているところは5市町村、一部の学校または教室に設置しているところは10市町となっており、本市を含む29市町村が設置していない状況でございます。設置されております市町村の状況を見ますと、その多くが航空機の離発着時の防音対策のため、窓の開閉ができない教室に防衛省補助により整備されたものとなっており、未設置の多くの市町村におきましては、引き続き検討状況にあると伺っております。

本市におきましては、現在学校施設の耐震化を図ることが最優先と考えておりますことから、普通教室への空調設備の整備につきましては、引き続き気温上昇等の状況を見きわめながら、どのような冷房機器がよいのかもあわせて検討してまいります。また、整備をする際、議員よりご発言のありましたPFI事業も含め、事業費や財源等の研究も行ってまいりたいと考えております。

副議長（山口恒男君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） ただいまご答弁大変ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

災害時相互応援協定についてであります。私は今から3年前の平成20年6月の定例議会で、



中野区との交流があるのだから、お互いの自治体の利点を生かした災害時応援協定を本市から呼びかけてはどうかとご提案をさせていただきました。その際、市長より中野区との交流は中野区が進めている3つのテーマを柱としている交流段階であるが、交流が深まってくれば本市より申し入れをしながら検討してまいりたいとのご答弁をいただきました。そこで、その後の進展をお伺いいたします。

民間企業との協定に関しては、そのことが市民の命を守る大きな業務であるとの認識の上で、できるだけ多くの企業との協定に力を入れていただきたいと思います。

遠隔地自治体との情報発信に関する応援協定についてであります。東日本大震災ではかなりの期間において電話回線が不通となりましたが、そのかわりにインターネット回線が十分に機能を果たし、防災時の情報伝達手段としての有効性が証明されました。今後は災害時の際にアクセスしてもらおうサイトを住民にいかに周知徹底するかが課題であります。先ほどの宮城県大崎市の場合は、宮城県のウェブサイトが地震発生直後も無事であったため、県のサイトから北海道の当別町へリンクさせ、大崎市の情報が把握できるようになりました。ぜひとも本市と新たな提携先または協定を現在結んでいる秋田市、仙北市との当該協定を締結してはどうかとご提案させていただきます。ご所見をお願いいたします。

続きまして、土砂災害防止の取り組みについてであります。参加者説明会において、非常に各地域の参加者にばらつきがありまして、まだまだ少ないという感じがしております。開催場所、方法、周知の仕方などの検証をする必要があると思いますけれども、今とは違い、市民の災害に対する関心も低かったのかもしれない。市民の命を守るために避難勧告等に対する住民の避難率を高くするのは、市民が土砂災害に関心と理解をより深められるよう、行政側の積極的な取り組みや工夫が必要不可欠になってくると思います。自主防災組織などに協力をしていただき、警戒区域内やその近くに居住する市民に対し、ハザードマップの説明を個別に行っていくことなども必要になってくるのではないのでしょうか。今後のさらなる啓蒙活動についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、警戒区域・特別警戒区域であります。先ほどの説明会の人数とこの特別警戒区域に住んでいる住民の人数には非常に差があります。つまり、先ほども申しましたように、警戒区域・特別警戒区域に住んでいる方が自分の住宅がどういうところに建っているのかという認識がまだ薄いのではないかと思います。そういう意味で、当該地域の地域集落ごとに啓蒙活動がなされているかどうか進捗状況を把握していく努力を執行部がしていく必要があるのではないかと思います。それがひいては避難勧告等の発令時に避難率を上げる唯一の手だてだと思います。市民の命を守ることでありますので、この点をきめ細かくお願いしたいと思います。また、土砂災害の危険箇所の把握も日ごろのパトロール等において十分な警戒と早期における対応をお願いしたいと思います。

続きまして、地域ブランドの新登録制度であります。従来の商標制度にせよ、新たな登録制度にせよ、その戦略の基本は農水省が平成22年度から26年度にかけて「農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業」の中で、食と農林水産物の地域ブランド協議会が作成している「農

林水産物・食品の地域ブランド確立に向けたガイドライン」です。ちょっと長いんですけども。農水産品の地域ブランドの育成を目指す上で知っておきたい知識や地域ブランド化に向けた具体的な手順をまとめております。自治体や生産団体等においては、このガイドラインをどのように徹底するかがポイントとなってくると思います。足元を固めしっかりした対策が必要であります。現時点で本市は従来の登録制度においてもまだ登録がなされておられませんので、しっかりとした足腰を強めた対策をお願いしたいところであります。その点についてご所見をお伺いいたします。

最後の学校・普通教室の空調機器の整備についてであります。猛暑時の児童生徒の体調管理について、今後の方針、指導を徹底していただけるということであります。1つの事例として茨城県の取手市は、この夏に猛暑対策として全小中学校と幼稚園にミストシャワーの設置を完了しました。ミストシャワーとは水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げるものであります。ミストシャワーは水道の蛇口と直結して使用するため、噴射には電気代が不要です。ランニングコストである水道料金は取手市においては1時間約5.1円でありました。インシャルコストも1セット2,500円からと低コストです。しかも冷却効果は高く、平均して2度から3度ほど気温を下げます。

取手市の市立寺原小学校のミストシャワーが設置された渡り廊下では、アスファルトの駐車場に隣接し、太陽光の照り返しで気温が高くなる校内屈指の猛暑スポットでありました。しかしこのミストシャワーで噴射された霧はすばやく蒸発するため、体は濡れることなく、子どもたちも涼しくて気持ちがいいと歓声を上げているそうです。今は設置場所もいろいろ工夫されてきております。運動場の一角に設け、運動中や後でクールダウンできるようにしているところもあります。今後の対策の一環として設置してはどうかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

空調機器の整備についてでありますけれども、正式な要望はないということでありますけれども、個人的には皆さん、ご父兄の方、多数要望があると思われま。保護者等は心理的に最初から学校にエアコンが入るというのは無理じゃないかという、そういうあきらめがあるのかなという気持ちもしております。

PFI手法による空調機器の整備についてであります。学校は子どもたちの学習の場、生活の場である以外にも、災害時には避難場所や、そして地域行事の会場となり、多くの地域住民の方々も利用することになります。学校が耐震化されるとともに空調設備設置がされれば、地域としてこれほど心強い場所はないと思います。

先ほど例に挙げました長岡京市の教育総務課の施設学校耐震化担当者の方からお伺いしましたところ、やはり長岡京市でも学校施設の耐震化は最優先の課題となっていました。あわせて近年の地球温暖化等の影響により、夏の気温の上昇による児童生徒の学習環境の悪化が何より懸念され、市民や教育関係者からの要望が大きく早期の実現が望まれていました。また、住環境の変化により、ほとんどの自宅には空調設備が設置されている状況にあり、以上のようなことを踏まえ総合的に判断し、空調設備の設置を決定しましたとの回答をいただきました。本市と財政力も違いますが、本市としてもしっかりと研究をしていただきたいなと思います。

またアドバイスとして、PFI手法で事業を行うのに必要な資料等の作成には、高度な専門性

と多大な事務量が要求されるため、アドバイザーに委託する必要がある、長岡京市では平成18年から20年の3カ年の期間を要したそうであります。本市で取り組むために、来年度からの設置に向けた検討を始めても、早くても26年度の設置になるかと思えます。前向きなご検討に入ってくださいませよう要望をいたします。

以上で私の2回目の質問を終わりにして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（山口恒男君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 総務部関係の2回目のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害時応援協定の中野区との状況についてでございますが、中野区とはこの間、引き続き里町連携事業による交流を進めておりますが、まだ協定の話し合いには至っていない状況でございます。先ほども申し上げましたように、姉妹都市である牛久市を含めまして、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、情報発信に関する応援協定につきましては、現在協定を締結しております秋田市や仙北市との協定の見直し、さらには牛久市との新たな協定を検討する中で研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害防止の取り組みについての中で、土砂災害に対する啓発活動についてお答えをいたします。土砂災害ハザードマップにつきましては、マップを作成した段階で関係する町会全体へ配布しますとともに、ホームページに掲載して啓発をしているところでございます。また、ハザードマップが作成されてから組織されました自主防災組織にありましては、この地域の防災マップに掲載してございます。今後につきましては、災害に対する市民の意識も変わってきていると考えてございますので、改めまして広報紙での啓発を初めとしまして、防災マップに掲載されていない自主防災組織をマップに掲載するような支援を行うとともに、この自主防災組織の防災訓練を通して啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山口恒男君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 2回目のご質問にお答えいたします。

農林水産物食品の地域ブランド確立に向けたガイドラインの取り扱い等についてであります。このガイドラインには地域ブランド化に向けた目的を初め、その前提となるポイントや成果及び取り組み手順等が明確に示されておりますことから、今後ブランド化を推進するに当たり、農業生産者、商業者、観光業者等が一体となって進めております特産品化やブランド化の推進協議会においてマニュアルとして活用し、農産物などの高付加価値化を推進する本市農業の振興を図ってまいります。

副議長（山口恒男君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 猛暑時の児童生徒の体調管理の2回目のご質問にお答えいたします。

ご提案いただきましたミストシャワーの設置でございますが、市内では昨年度より佐竹小学校の屋外1カ所に設置し活用しておりますので、その効果等を検証しながら今後の猛暑対策の1つとして検討してまいりたいと考えております。